

輸血説明書

患者氏名 _____

説明日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

施設名 _____

担当医氏名 _____

1. 輸血の必要性

輸血は赤血球（せつけっきゅう）、血小板（けっしょうばん）、凝固因子（ぎょうこいんし）など血液成分の不足を一時おぎなう治療です。赤血球が不足するとからだの酸素がたりなくなり、血小板や凝固因子が不足すると出血しやすくなります。これでは本来の治療や手術を安全に行えなくなり、また生命の危険が生じるおそれもありますので、不足している血液成分（血液製剤）の輸血が必要です。

2. 使用する血液製剤の種類と予定使用量

これから輸血を受ける血液製剤の種類と予定使用量は、同意書をごらんください。ただし、これらは病状などに応じ変わることもあります。

3. 輸血に伴うリスク

【輸血の主な副作用、合併症】

献血で集められた血液の中で厳しい検査に合格した血液のみ輸血に用いられます。検査技術の進歩により、輸血の安全性は飛躍的に高まっています。それでも輸血に伴う副作用を完全になくすことはできません。以下に示す主な副作用以外の副作用も報告されています。輸血に伴う副作用の詳細は、日本赤十字社のウェブページ（*）をごらんいただくか、担当医にご質問ください。

- ・アレルギー・発熱・じんま疹 軽症 1/10～1/100、重症 1/1 万
- ・溶血（ようけつ）反応 軽症 1/1000、重症 1/1 万
- ・輸血後肝炎(B型肝炎、C型肝炎、E型肝炎) 1/30 万～1/40 万
- ・輸血後後天性免疫不全症候群 1/100 万以下、正確な頻度は不明

* <http://www.jrc.or.jp/mr/transfusion/index.html>

4. 輸血副作用検査と副作用発生時の救済制度(生物由来製品感染等被害救済制度)

血液製剤は生物由来製品です。そのため、輸血前ならびに輸血後（目安は3か月後）に感染症等の検査を受ける必要があります。あとで検査するため、輸血前の検体を2年間程度保管する場合があります。血液製剤が適正に使用されたのち、血液製剤による感染など健康被害が生じた場合の救済制度があります。

5. 自己血輸血の選択肢

手術日など輸血予定日まで時間の余裕がある場合、あらかじめ保存（「貯血（ちよけつ）」と言います）したご自身の血液を輸血に用いることができます。これは「自己血輸血」と呼ばれ、献血で得られた血液を輸血する場合の副作用の一部（アレルギー反応やウイルス感染など）を防ぐ効果があります。ただし、自己血輸血を行うには、血色素量や健康状態、体格、施設状況など一定の条件を満たす必要があります。また、自己血貯血時の血圧低下など、自己血輸血によりあらたな副作用が起こるおそれもあります。

6. 投与記録の保管と遡及（そきゅう）調査時の使用

輸血を受けた記録は 20 年間の保存が法律により義務化されています。遡及調査（過去にさかのぼり調査すること）が必要になった場合、プライバシーに配慮した上で患者情報記録を日本赤十字社へ提出することがあります。

7. 同意撤回の自由

あなたはいつでも自由に輸血同意を撤回することができます。撤回後も最善の治療を行います。ただし、輸血をしない、あるいは輸血が遅れることで、健康状態が悪化する、通院回数が増えるなどの不利益が生じることがあります。わからない点があれば、いつでも医師、看護師などにおたずねください。

輸血同意書

(施設名)

殿

私は、(_____ 医師) より輸血の説明を受け、質問の機会をえて以下の内容を理解できました。

輸血の必要性

使用する血液製剤の種類と予定使用量

赤血球製剤 (約 単位/月、日、回)

血小板製剤 (約 単位/月、日、回)

新鮮凍結血漿製剤 (約 単位/月、日、回)

※輸血予定は病状などにより適宜変更される

輸血に伴うリスク

輸血副作用の救済制度

(感染症等の検査が必要です。また、輸血前の検体を2年間程度保管する場合があります。)

自己血輸血の選択肢

投与記録の保管と遡及(そきゅう)調査時の使用

同意撤回の自由

私は、上記について別紙や口頭で説明を受け、十分に理解した上で、輸血を受けることに同意します。

同意日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(本人氏名)

(代理人氏名) (患者との続柄: _____)

住所: _____

患者の署名がある場合代理人署名は不要

輸血開始時に同意書が取得できない場合の理由

患者が重篤、または意識障害があり、同意書を取得する状態にない

家族と連絡がとれない

その他 (_____)